平成25年11月6日

日本司法支援センター理事長梶 谷剛殿

ADR検討会バックアップチーム座長 宮 本 康 昭

日本司法支援センター(法テラス)の業務におけるADRの位置づけと今後の方向性について、以下の通りとりまとめましたので報告します。

報告書

第1 情報提供業務

1 実績

(1) コールセンターでADRに関連するFAQを紹介した件数

平成24年度のFAQの紹介件数の総合計81万8247件で、このうちADRに関連したFAQ紹介件数は2677件(0.327%)である。また、平成25年度の4月ないし9月については、FAQの紹介件数の総合計は35万0655件で、このうちADRに関連したFAQ紹介件数は1169件(0.333%)である。

なお、これらのFAQは、ADRが解説等に載っているものをすべて 抽出したもので、必ずしも、ADRを紹介したものとはいえない。

(2) ADR機関の紹介件数

平成24年度において、コールセンターからADR機関を紹介した件数は1465件である。紹介先としては、東京ファミリー相談室が793件、社労士会労働紛争解決センター千葉が76件、証券・金融商品あっせん相談センターが69件、下請適正取引推進センターが43件と続いている。

平成25年度上半期(4月~9月)において、コールセンターからADR機関を紹介した件数は1783件である。紹介先としては、東京ファミリー相談室が1404件、証券・金融商品あっせん相談センターが49件、社労士会労働紛争解決センター千葉が44件と続いている。

2 関係機関データベースへのADR窓口登録について

法務省大臣官房司法法制部審査監督課と連携し、「かいけつサポート」として法務省の認証を受けたADR窓口については、関係機関データベースへの登録を行っている。

現在、「かいけつサポート」窓口が117件、データベース登録されており、オペレーターは検索キーワードに「ADR」と入力すれば、容易に窓口を検索できるほか、機関の特色や、手続の概要、申立手数料等の費用についても、すべて関係機関データベースに登録されている。

3 オペレーター研修について

本年7月に、法務省大臣官房司法法制部審査監督課係長を講師として、 コールセンターのオペレーターを対象に、「かいけつサポート」の研修を実 施した。

本研修においては、ADRの特徴(裁判との違い)、実情(所要期間、実施回数など)、メリット・デメリット、専門性の高いADR窓口などについて、説明が行われた。

なお、この研修より前にも、ADRについてはオペレーター研修(採用 時研修)の中で取り扱っており、「かいけつサポート」のパンフレットも配 布している。

4 情報提供業務におけるADR紹介の実情について

以上のとおり、関係機関データベースには、認証ADRについては詳細な情報が登録されているが、紹介件数は必ずしも多くはない。

今後は、ADRの地域性、専門性を踏まえ、オペレーターの理解をより 深めることによって、ADRによる解決が相応しい事案については積極的 に紹介していく必要がある。

第2 民事法律扶助(代理援助)業務

1 代理援助におけるADR手続利用の根拠規定

総合法律支援法は民事法律扶助におけるADR手続利用について明確な 規定を置いておらず、業務方法書が定める裁判前代理援助についても同様 である。ただし、いわゆる震災特例法に基づく震災代理援助については、 ADR手続を対象手続とする旨明確に規定している。

<総合法律支援法30条1項2号>

イ 民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に 必要と認められるものを含む。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理 人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

<業務方法書8条1項(代理援助)>

代理援助は、次の各号に掲げる方法とし、それぞれ当該各号に定める手続を対象とする。

二 裁判前代理援助 民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で、これにより迅速かつ効率的な権利実現が期待できるなど案件の内容や申込者の事情などにより

弁護士・司法書士等による継続的な代理が特に必要と認められるもの <法テラス震災特例法3条1項>

支援センターは、総合法律支援法第30条に規定する業務のほか、次に掲げる 業務を行う。

- 一 被災者をその資力の状況にかかわらず援助する次の業務
 - イ 民事裁判手続、裁判外紛争解決手続又は行政庁の処分その他公権力の行使 に当たる行為に関する不服申立ての手続であって、被災者を当事者とする東 日本大震災に起因する紛争に係るものの準備及び追行のために代理人に支払 うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをするこ と。
- <業務方法書83条の4(震災代理援助)>
 - 三 対象手続 次のアからウまでに掲げる手続をいう
 - イ 裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第1条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。)のうち、同法第5条に規定する法務大臣の認証を受けたもの及び適正かつ公正に紛争を解決することができるものとして理事長が別に定めるもの(同法第5条に規定する法務大臣の認証を受けたものを除く。)
- 2 ADR手続利用に関するこれまでの議論

法テラスにおいては、いわゆるあっせん型のADR手続については、示談交渉事件に準じて代理援助の対象になると捉えていた。しかしながら、ADR手続が総合法律支援法に明示的に規定されているわけではなく、ADR手続についての需要も高くなかったことから、運用上はADR手続を例外的に利用することとし、ADRの主催機関が定める申立手数料等についても立替えの対象とせず、被援助者の直接負担としてきた。

しかしながら、利用者へのサービス向上の観点からは、多様な紛争解決 手段に対応できることが望ましく、実際、震災代理援助の場面ではADR 手続を対象手続として明示している。また、総合法律支援法の解釈につい ては、平成23年5月12日参議院法務委員会大臣答弁¹において、現行の 総合法律支援法のもとでもADR手続は代理援助の対象になるとの見解が 示されるに至っている。

^{1「}ADRが紛争を解決するためにいろんな当事者の合意の取り付けのための労をとっていただくというのは大変重要なことで、受任弁護士が和解交渉の場としてADRが適当だと考えるような場合には、現行制度の下でもこれはADRにおける代理人費用等は扶助の対象となし得ると言って差し支えないと思っておりまして、ぜひともその活用を図っていただくことが重要だと思います。ただ、ちょっと後ろ向きの話をしますと、法に基づく仲裁というのが裁判と違うのでとかいうような議論があるようで、是非ともそこのところは弾力的に運用していただければと思います。」

したがって、法テラスとしても、これまでの運用を見直し、積極的な利 用促進を検討すべき時期が来ているといえる。

3 現在の利用状況

平成25年4月1日から平成25年9月30日にかけて、法テラスの民事法律扶助業務、震災法律援助業務におけるADR手続の代理援助事例は以下のとおりである。年間の代理援助件数が10万件を超えることからすると、少数にとどまっている。

- (1) 民事法律扶助 4件
- (2) 震災法律援助 689件

(内訳)

原子力事故損害賠償紛争解決センター 679件

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 9件

仙台弁護士会紛争解決センター 1件

これは、前述の運用の表れといえるが、そのほかにも、ADR手続利用の阻害要因として、ADRの主催機関が定める申立手数料等の立替えをせず本人負担としていたこと、各ADR機関の手続に関する理解が不十分なためその利用に不安があったことなどがあげられる。

4 改善策

(1) 運用上の改善

民事法律扶助の代理援助におけるADR手続利用を促進させるにあたっては、以下のとおり、これまでの例外的な運用を改めることにより相当程度の改善が可能と考えられる。

① ADR手続の利用の周知

これまでの例外的な運用のため、受任者・受託者の間では、法テラスではADR手続を利用できないとの誤解があると思われることから、改めて事務連絡等を発出するなどして、ADR手続も示談交渉事件に準じて代理援助の対象になることを周知する。

② 申立手数料等の援助

これまでの運用では、ADR機関の申立手数料及び期日手数料については、示談交渉事件の受任時に立替える手続実費(2万円)の範囲でのみ援助していたが、一定の範囲で、「その他実費」(代理援助立替基準(注)5(9))として追加支出の対象とすることを検討する。

③ ADR機関情報の充実

情報提供業務の項でも述べたとおり、各ADR機関との連携を深めることにより、ADR機関情報(紛争の範囲、手数料など)を充実させて、ADRによる解決が相応しい事案については、受任者、被援助

者双方に積極的に周知する。

(2) 業務方法書の改正

(1)の運用改善の状況を見て、ADR手続代理援助のニーズ及び効果が確認できたら、業務方法書の改正も視野に入れる。

5 その他

仲裁については、民事裁判手続を利用しないことが前提となるため、法テラスの業務の対象とすることの相当性、総合法律支援法の枠組みとの整合性などをさらに議論していく必要がある。

以上